国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則	本則	
(定義) 第2条 この規程における <u>「寄附金」とは、本学の業務の実施を財産的に</u> 支援することを目的として寄附される国立大学法人東京農工大学会計規 <u>則第17条第1項に定める現金及び小切手をいう。</u>	(定義) 第2条 この規程における <u>用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</u>	
(新設)	(1) 「寄附金」とは、本学の業務の実施を財産的に支援することを目的として寄附される国立大学法人東京農工大学会計規則第17条第1 項に定める現金及び小切手をいう。	
(新設)	(2) 「外国の機関等」とは、外国為替法令の解釈及び運用について(昭 和 55 年 11 月 29 日付蔵国第 4672 号)6-1-5、6(居住性の判定基準)の 定めにより、非居住者となる機関等をいう。	
(新設)	(安全保障輸出管理制度の遵守) 第4条の2 外国の機関等からの寄附金の受入れに際しては、外国為替及 び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、同法に基づく政令、省令及び 通達等並びに国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程その他学 内規程等を遵守するものとする。	

附 則(教規程第35号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。